

(5) 市場経済を支えるルールの整備

改正後の「独占禁止法」に基づき執行の強化を図るとともに、課徴金に係る制度の在り方、優越的地位の濫用、不当廉売などの不公正な取引方法に対する措置の在り方、審判手続の在り方等の課題について速やかに結論を得て、法改正の必要性を検討する。

2. グローバル化改革

オープンな国づくりに向けて「アジア・ゲートウェイ構想」を推進する。あわせて、グローバル化のメリットを最大限活用し、アジアの活力を成長に取り込む。そのため、経済連携の強化、金融・資本市場の改革、航空自由化等に包括的に取り組む。

【改革のポイント】

1. WTO交渉の年内妥結に向けて交渉全体の流れに即して柔軟に対応し、世界第二の経済大国としてふさわしい貢献を行う。EPAについて締結国数、質ともに充実させる。
2. 金融・資本市場の競争力強化のため、①取引所等の市場インフラ（フィールド）、②金融機関や機関投資家（プレーヤー）、③市場監視（審判）を包括する総合的な改革プランを策定する。あわせて、国際金融センターとしての都市機能の高度化を進める。
3. オープンな経済社会の構築の中核的な構想として、「アジア・ゲートウェイ構想」を推進する。
4. 特に、アメリカ流のいわゆるオープンスカイではない、国際的にそん色のない航空自由化（アジア・オープンスカイ）を、スピード感を持って戦略的に推進する。まず、中国を始めとするアジアの各国との自由化交渉を進める（アジアを優先）。羽田空港の更なる国際化・大都市圏国際空港²⁷の24時間化を実現する。

【具体的手段】

(1) WTO、EPAの取組強化

① WTOドーハ・ラウンドへの積極的取組

WTOドーハ・ラウンドの平成19年中の妥結に向けて積極的に取り組む。

② EPA交渉の取組強化

EPA工程表（別表）にしたがって交渉を積極的に推進する。その結果、

²⁷ 首都圏空港（成田空港、羽田空港）、関西国際空港及び中部国際空港

平成21年初めにはEPA締結国が少なくとも3倍増超（12か国以上）になることが期待される。世界では、大経済圏を含む各国間でFTA交渉が活発化しつつあるが、米国・EUを含め、大市場国、投資先国等については、諸外国の動向、これまでの我が国との経済関係及び各々の経済規模等を念頭におきつつ、将来の課題として検討していく。可能な国・地域から準備を進めていく。また、ASEAN+6²⁸の経済連携構想を含め、広域経済連携の研究を推進する。

③ 質の高いEPAの締結

EPAの内容に関しては、貿易自由化の度合いに加えて、サービス・投資・知的財産等幅広い分野で、質の高いEPA締結を目指す。

④ 国境措置

WTO、EPA交渉の中で、国境措置の対象品目の絞り込みや関税率の引下げにおいて交渉のイニシアティブを発揮していくとともに、差額関税制度の在り方について検討する。国内農林水産業等の体質強化の進捗よくに留意する。妥結内容によって影響が発生する場合は、構造改革に資するものに限定して、計画的な措置を講ずる。

(2) 「金融・資本市場競争力強化プラン」（仮称。以下同じ。）の策定

「金融・資本市場競争力強化プラン」を平成19年内を目途に金融庁が取りまとめ、政府一体として推進する。その際、以下の施策については特に重点的に取り組む。

① 取引所の競争力の強化

取引所において株式、債券、金融先物、商品先物など総合的に幅広い品揃えを可能とするための具体策等を検討し、結論を得る。

② 銀行と証券に係るファイアーウォール規制の見直し

優越的地位の濫用や利益相反の防止などの措置を講じた上で、銀行・証券に係るファイアーウォール規制の見直しを行う。

③ 準司法機能の強化による市場監視体制の整備

平成20年度の早期に、課徴金制度の適用範囲拡大、金額引上げを実現する。あわせて、証券取引等監視委員会の体制強化に関し具体策を検討する。

④ 競争力強化に向けた総合的な取組

規制監督の透明性・予見可能性の向上等、競争力強化に向けた環境整備について総合的に引き続き検討を行う。あわせて、国際金融センターとしての都市機能の高度化に向けて都市再生の取組を進める。

²⁸ ASEAN、日本、中国、韓国、インド、オーストラリア、ニュージーランド

(3) 航空自由化（アジア・オープンスカイ）

「アジア・ゲートウェイ構想」の航空自由化工程表を策定し、これを着実に推進する。

① 航空自由化の推進

関西国際空港・中部国際空港について、国際拠点空港として、ふさわしい路線の開設や増便ができるよう、アジア各国との間で互いに、旅客分野、貨物分野の双方について、事業会社、乗入地点、便数の制約を無くす航空自由化を二国間交渉により推進する。あわせて、国際競争力の強化のための施策を推進する。地方空港についても、観光振興等を推進するため、自由化交渉を加速化する。首都圏空港については当面、戦略的に活用するとともに、将来の容量拡大等をにらみ、さらに自由化について検討する。

② 羽田空港の更なる国際化・大都市圏国際空港の24時間化

大都市圏国際空港の24時間化を促進し、最大限有効活用する。とりわけ、羽田空港については、深夜早朝時間帯（23時～6時）において、欧米便を含め国際チャーター便（定期的なものも含む）を推進する。特定時間帯（20時30分～23時の出発及び6時～8時30分の到着）についても国際チャーター便の実現を図る。あわせて、深夜早朝のアクセスの改善等24時間化に向けての可能な限りの施策を推進する。また、昼間の発着枠についても拡大等を図り、上海虹橋とのチャーター便、北京オリンピック期間中の国際臨時チャーター便等を実現する。新国際線ターミナルと国内線ターミナルの間の乗り継ぎの利便性にできる限り配慮する。平成22年以降の昼間は、供用開始時に国際旅客定期便を3万回就航させる。路線については、距離の基準だけでなく、需要や路線の重要性も判断し、羽田にふさわしい路線を、近いところから検討し、今後の航空交渉で確定する。深夜・早朝についても、騒音問題等に配慮しつつ、国際定期便の就航（欧米便も可能）を推進する。あわせて、首都圏空港（成田空港・羽田空港）の容量拡大に向けて、可能な限りの施策を検討する。

(4) アジアのゲートウェイを目指した取組

① 「貿易手続改革プログラム」²⁹の着実な実施等

国際物流機能の強化に向け、「貿易手続改革プログラム」に基づき、輸出におけるいわゆる保税搬入原則を始めとする現行の保税・通関制度等の見直し、特定輸出申告制度の利用拡大、港湾手続の統一化・簡素化、港湾の深夜早朝利用の推進による24時間利用の支援、港湾行政の広域

²⁹ 「貿易手続改革プログラム」（平成19年5月14日）

連携等を推進するとともに、官民でフォローアップを行い、平成 21 年度末まで、毎年度、同プログラムの改訂を行う。また、スーパー中樞港湾等を始め陸海空のシームレスなネットワーク整備の促進、アジア全体の物流圏の構築の推進、安定的な国際海上輸送の確保を図るための制度的枠組みの構築に向けて取り組む。

- ② **アジア高度人材ネットワークのハブを目指した留学生政策の再構築**
留学生受入れシェアの確保、日本人の海外学習機会の拡大、産学連携等の推進、海外現地機能の強化など、「アジア・ゲートウェイ構想」の基本方針を踏まえ、今後の取組を早急に具体化し、新たな留学生戦略を策定する。
- ③ **アジア・ゲートウェイ構造改革特区（仮称）の創設**
構造改革特区制度を活用し、アジアとの交流拡大を目指す地域独自の取組を重点的に支援する。あわせて、地方が必要とするハード・ソフトの総合的な取組について、国としても重点的な支援を検討する。
- ④ **「日本文化産業戦略」³⁰に基づく具体的な政策の推進**
日本の魅力の向上・発信に貢献した者等への総理表彰制度の構築、今の日本の魅力を世界に発信する拠点（ジャパン・クリエイティブ・センター）の海外での設立、感性価値創造の推進及びコンテンツグローバル戦略の策定等、文化産業の国際競争力や情報発信力を強化する。
- ⑤ **観光立国の推進**
平成 19 年夏までに観光立国推進基本計画を策定するとともに、平成 22 年外国人旅行者 1000 万人の達成、魅力ある観光地の形成等、観光立国の実現に向けた諸施策を推進する。
- ⑥ **主要な国際会議開催件数 5 割増への取組の推進**
「美しい国、日本」を発信し、国際交流の拡大を図るため、国際会議の開催・誘致推進のためのアクションプランに基づき、官民を挙げた取組を推進する。

(5) 総合的な外交力

国益の増進に資する世界戦略を展開するため、経済連携の推進、戦略的な援助の充実、対外発信力の発揮、資源・エネルギーの確保などの政府の対外的機能について、在外公館、マンパワー等の外交実施体制を中核とし、総合的な外交力を強化する。

³⁰ 「日本文化産業戦略」（平成 19 年 5 月 16 日）

(6) 地球規模の課題等に対するリーダーシップの発揮

来年、G8北海道洞爺湖サミットやアフリカ開発会議を主催することにかんがみ、地球規模の課題への対応に関して国際社会でリーダーシップを発揮する。また、アジアの共通課題に取り組むため、「東アジア・アセアン経済研究センター」を創設する。

3. 労働市場改革

人口減少下で貴重な人材がいかにされるには、すべての人が働きがいと意欲を持ち、自らの希望に基づいて安心して働けることが重要である。その観点から、複線型でフェアな働き方の実現に向けた労働市場改革に取り組む。

【改革のポイント】

1. 働き方の改革の第一弾として、仕事と家庭・地域生活の両立が可能なワーク・ライフ・バランスの実現に向け、「ワーク・ライフ・バランス憲章」（仮称。以下、「憲章」という。）及び「働き方を変える、日本を変える行動指針」（仮称。以下、「行動指針」という。）を策定する。
2. 労働市場改革について引き続き検討を進める。

【具体的手段】

(1) 「憲章」及び「行動指針」の策定

経済財政諮問会議「労働市場改革専門調査会」（以下、「専門調査会」という。）、男女共同参画会議「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）に関する専門調査会」、「『子どもと家族を応援する日本』重点戦略検討会議」の提言³¹等を踏まえ、関係府省の連携の下に、平成19年内を目途に「憲章」及び以下の内容を含めた「行動指針」を策定する。経済財政諮問会議は、策定作業の進捗よく状況について報告を受け、議論を行う。

- ・就業率向上や労働時間短縮などの数値目標
- ・ワーク・ライフ・バランス社会の実現度を把握するための指標の在り方
- ・ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた支援施策、制度改革等に関する政府の横断的な政策方針
- ・経済界・労働界を含む国民運動の推進に向けた取組方針

³¹ 経済財政諮問会議「労働市場改革専門調査会第1次報告」（平成19年4月6日）
男女共同参画会議「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）に関する専門調査会中間報告」（平成19年5月24日）
『子どもと家族を応援する日本』重点戦略検討会議中間報告」（平成19年6月1日）

(2) 労働市場改革についての検討

専門調査会において、冒頭の趣旨を踏まえて労働市場改革をめぐる課題について引き続き検討を進め、その報告等を踏まえ、経済財政諮問会議で議論を行う。

4. 地域活性化

「地域の活力なくして国の活力なし」—地域経済の離陸のため、総合的な活性化政策を展開し、「魅力ある地域」に生まれ変わるよう支援する。また、耕作放棄地の増大、従事者の急速な高齢化、それらによる生産の長期低落などの危機的状況を乗り切り、競争力ある強い農林水産業への第一歩を踏み出し、農山漁村地域を活性化する。

【改革のポイント】

1. 「地域力発掘支援新戦略」³²に基づき、総合的な地域活性化政策として、施策の体系化・全国への情報発信、「頑張る地方応援プログラム」、横断的制度基盤の強化・活用等により、地域の取組を支援する。
2. 農林水産業の潜在能力を最大限発揮させ、強い農林水産業を目指す。
 - (1) 「21世紀新農政2007」³³を着実に実施する。強い経営意欲を有する農業経営者の活躍や小規模農家も参加する集落営農の組織化、新規参入の促進等により、産業として飛躍する農業の実現、流通の合理化・効率化を目指して改革を進める。都市農業の一層の振興を図る。また、新たな基本計画³⁴に基づき、林業・木材産業と山村の再生、力強い水産業と活力ある漁村の確立を目指した構造改革を推進する。
 - (2) 農地の「所有」と「利用」の分離：農業の生産性を高め強い農業を目指すには、農地の集約化、規模拡大が不可欠である。このため、農地について「所有」から「利用」へ大転換を図り、徹底的に有効活用する。

【具体的手段】

(1) 総合的な地域活性化政策（「地域力発掘支援新戦略」）の展開

① 施策の体系化・全国への情報発信

地域のやる気を引き出す「地域活性化応援隊」を派遣するとともに、「地

³² 「地域活性化政策体系～『魅力ある地域』への変革に向けて～」(平成19年2月5日)

³³ 「21世紀新農政2007」(平成19年4月4日)

³⁴ 「森林・林業基本計画」(平成18年9月8日閣議決定)
「水産基本計画」(平成19年3月20日閣議決定)

域再生総合プログラム」³⁵に示された施策の着実な実施、地域の担い手のネットワーク（ソーシャル・キャピタル）の充実のための枠組み整備を図る。

② 「頑張る地方応援プログラム」の展開

地方独自のプロジェクトを自ら考え、前向きに取り組む地方公共団体に対し、地方交付税等の支援措置を講ずる。

③ 横断的・制度的基盤の強化・活用等

- ・都市再生、中心市街地活性化、構造改革特区、地域再生などの取組を強化・活用する。また、都市部における地籍整備を推進する。
- ・広域的・地域（ブロック）の自立・活性化のための公共施設等の整備、地域の強みを活かした企業立地促進、地域公共交通の活性化・再生、農山漁村における定住等及び地域間交流の促進等を図る。

(2) 農地改革案の取りまとめ

農地の「所有」から「利用」を促すため、下記の点について検討を進め、農林水産省が平成 19 年秋までに取りまとめる農地に関する改革案と工程表に含める。

- ① 5年程度を目途に、農業上重要な地域を中心に耕作放棄地ゼロを目指す。
- ② 農地リースの加速：定期借地権的制度、農地利用料における市場の需給の反映、農地の一般企業への賃貸促進等を通じて、農業経営者への農地の集積を促進する。
- ③ 法人経営の促進：経営の多角化や資本の充実等の観点から、農業生産法人の要件を見直す。農地の権利の設定・移転をしやすい仕組みをオプションとして用意する。

(3) 農業の構造改革の全体像と工程表

農地を含めた農業改革の全体像と工程表について、農林水産省は、経済財政諮問会議で議論も行い、平成 19 年秋までに取りまとめ、改革を順次具体化する。

(4) 林業、水産業の活性化

「緑の雇用」の活用、森林作業の集約化、生産・流通の改善による国産材安定供給体制の確立、間伐材等の活用による国産材利用拡大を行う。また、漁船漁業構造改革対策の推進、新しい経営安定対策の導入を行う。

³⁵ 「地域再生総合プログラム」（平成 19 年 2 月 28 日）